

食の商品開発補助金

募集期間：【上期】令和5年4月3日（月）～4月28日（金）

売れる商品を作りたい食品事業者を募集！
新潟市内食品製造業者または6次産業化を目指す
農業者等が行う商品開発・改良の取り組みを支援します！

※店内飲食メニュー開発・改良は対象になりません。

《補助額・補助率》

補助上限額 **30万円**

上限額上乗せ

- 機能性表示食品の開発
- 海外販路を目指す取組み
- 県産小麦粉・米粉を使用した商品開発

▶ **50万円**

補助率 **2/3以内**

👉 食の専門家が全力サポート!!

申請の前に事前相談が必要になります。
計画の策定やブラッシュアップのお手伝いをいたします。

《事業例・補助対象経費》

▶ **こんな方にオススメです！**

売上アップを目指して新商品を開発したい！

バイヤー・消費者に対応した商品に改良したい！

県産小麦粉・米粉を使用した新商品を開発したい！

▶ **こんなことに使えます！～補助対象経費**

原材料費／機械装置（リース・レンタルのみ）・加工費／
外注・委託費／*販促費／*翻訳費／その他経費

注 *印の経費については補助対象期間内に商品開発を経た場合のみ

内集こ
ら
い募は
しや
り
詳
要
ち



《お問い合わせ》

公益財団法人 新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 12階 TEL 025-226-0550 info@niigata-ipc.or.jp

事業名称	食の商品開発補助金	
補助対象者	以下の①～③のすべてを満たすことが必要です。 ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ②新潟市税の未納が無い者 ③募集要項記載【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者	
補助対象事業	以下の①から④の要件を全て満たす事業が対象となります。 なお、機能性表示食品の開発・改良に取り組む場合は⑤、海外輸出を目指す商品の開発・改良に取り組む場合は⑥、県内産小麦粉・米粉を使用した商品の開発・改良に取り組む場合は⑦の要件を満たす事業であることとします。 ①自社製品（流通可能な加工食品・飲料）の開発・改良の取り組みであること。ただし、店内飲食メニュー開発・改良は除く。 ②開発・改良した商品（試作中を含む）の評価をバイヤーまたは最終消費者から受けること ③補助対象事業が、補助対象期間内に完了すること ④以下に該当しないこと ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けているまたは受けることが決まっているもの イ 事業内容が射幸心をそそるおそれがある、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの ⑤新潟市健幸づくり応援食品の認定を目指し、成分分析などエビデンスの取得を行う取り組みであること。 ⑥補助対象期間内に、海外見本市の出展などにより海外バイヤーとの商談を行う。または、海外消費者の意識調査を実施すること。 ⑦県内産小麦粉・米粉への原材料の切り替えを伴う商品の改良、または県内産小麦粉・米粉を使用した商品の開発であること。	
補助内容	補助率	・補助対象経費の3分の2以内 ・過去5年以内に当財団の類似の補助を受けた場合（※1）、補助対象経費の2分の1以内 ※1 平成30年度以降に「食のマーケットイン支援事業」商品開発コース、または令和2年度以降に「食の商品開発補助金」を利用したことがある事業者
	補助上限額	・要件①～④を満たすもの：30万円 ・要件①～④及び⑤⑥⑦のいずれかを満たすもの：50万円
	補助対象期間	交付申請日から令和5年11月30日（木）まで
補助対象経費	ア 原材料費 イ 機械装置（リース・レンタルのみ）・加工費 ウ 外注・委託費 エ 販促費 オ 翻訳費 カ その他の経費 ※エ・オは補助対象期間内に商品開発を経た場合に限り。詳しくは募集要項をご確認ください	
募集期間	令和5年4月3日（月）～4月28日（金）午後5時30分	
事業の主な流れ	<p>事前ヒアリング 事業プレゼン 中間ヒアリング 成果プレゼン</p> <p>事前相談・補助金申請 審査 交付決定 実績報告/報告会 補助金交付</p> <p>事業期間（申請日以降が対象）</p>	

《お問い合わせ》

公益財団法人 新潟市産業振興財団ビジネス支援センター（通称:新潟IPC財団）

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 12階

TEL 025-226-0550 info@niigata-ipc.or.jp